

第33回成田市農業委員会総会議事録

令和5年3月9日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和5年3月9日（木）
午後1時30分から午後3時55分

2. 開催場所 市役所6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長	檜垣金一		
1番	諫訪恵昨	11番	泉 水 厚 子
2番	山倉正義	12番	藤崎茂雄
3番	矢崎光二	13番	森川光江
4番	大竹卓	14番	小川繁
6番	諫訪和惠	15番	秋山皓一
7番	木村知子	16番	石原満
8番	北崎悦夫	17番	菅澤茂
9番	秋間伸一	18番	藤崎明
10番	石井孝和		

5. 欠席委員 5番 湯浅恵介

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出
第2 会議書記の任命
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 買受適格証明願について
議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
議案第6号 令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 令和5年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定
について

- 報告第1号 専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第4号 農地利用状況調査の結果について
- 報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について
- 報告第6号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

農地係長 鎌形清人
振興係長 櫻井哲
主査 高木信一
主査 宮内孝史

8. 傍聴人

なし

○議長

ただ今の出席委員は、18名です。欠席委員は5番湯浅委員です。

定足数に達しておりますので、第33回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、2月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、12番藤崎茂雄委員、13番 森川委員の両名を指名いたします。また、書記に櫻井振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 買受適格証明願について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 令和5年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定
について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地利用状況調査の結果について

報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第6号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案7件、報告6件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の挙手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

全体で13件の申請がございました。

①売買でございます。10件の申請がございました。

1番、十余三にお住まいの譲受人が、長田にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畠1筆、1, 942m²を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「住宅を建築する場所に隣接した申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「住宅用地部分とあわせて農地部分も譲渡したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、北羽鳥にお住まいの譲受人が、北羽鳥にお住まいの譲渡人が所有する、北羽鳥の田及び畠3筆、合計1, 241m²を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

3番、北羽鳥にお住まいの譲受人が、印旛郡栄町にお住まいの譲渡人が所有する、南部及び竜台の田5筆、合計3, 163m²を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者がいないため、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

続きまして、議案集4ページでございます。

4番、公津の杜一丁目にお住まいの譲受人が、北須賀にお住まいの譲渡人が所有する、北須賀の田1筆、300m²を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者がいないため、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5番、荒海にお住まいの譲受人が、荒海にお住まいの譲渡人が所有する、荒海の田4筆、合計659. 26m²を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「隣接農地を所有しており、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

続きまして6番から8番は同一の譲受人による事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。譲受人である三里塚光ヶ丘の法人が、6番は松崎にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の田2筆、合計1,388m²を、議案集5ページでございます。7番は松崎にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の畠1筆、416m²を、8番は美郷台二丁目にお住まいの譲渡人が所有する、押畠の田1筆、117m²を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、いずれも「相続により取得したが、耕作出来ないため」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

9番、譲受人である旭市の法人が、譲渡人である神奈川県横浜市の法人が所有する、南三里塚の畠3筆、合計3,558m²を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「隣接する建物と一緒に農地を購入したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

10番、譲受人である所の法人が、所にお住まいの譲渡人が所有する、村田の田3筆、合計2,638m²を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「法人の事務所から近く耕作に便利なため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者がいないため、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

続きまして、②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、吉岡にお住まいの受贈者が、稻荷山にお住まいの贈与者が所有する吉岡の畠1筆、8,781m²の、贈与を受けたいという申請でございます。受贈者の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅に近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「兄に贈与する」というもので、総会資料9ページに案内図がございます。

続きまして、議案集7ページをお開き願います。

③使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、芝にお住まいの借受人が、芝にお住まいの貸付人が所有する、芝の田及び畠15筆、合計20,133m²に使用貸借権を設定したいという申請でございます。借受人の事由は、「父が経営移譲年金を受給するため、使用貸借権を再設定する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「経営移譲年金受給中であり、子と設定した使用貸借権を再設定する」というもので、総会資料10ページに案内図がございます。

2番、大沼にお住まいの借受人が、大沼にお住まいの貸付人が所有する、大沼の畠2筆、合計2, 116m²に使用貸借権を設定したいという申請でございます。借受人の事由は、「父と使用貸借により権利を設定する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「子と使用貸借により権利を設定する」というもので、総会資料11ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、農地法第3条①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畠1筆を取得し、主に大根やニンジンなどを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当たらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、田3筆を取得し、育苗用ハウスとして用いるという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、田5筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとすると規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、田1筆を取得し、枝豆を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、田4筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の6番から8番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は8名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は66.7%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、構成員である役員及び重要な使用人2名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番から8番は、田3筆畑1筆を取得し、早生桐を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じない

と判断されます。

以上のことから売買の6番から8番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

3条①売買の9番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は2名であり、議決権要件については、構成員である役員2名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は75%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、構成員である役員2名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上あり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の9番は、畑3筆を取得し、落花生を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の9番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

3条①売買の10番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は1名、内1名が代表取締役、1名が常時雇用社員であり、議決権要件については、総社員が1名であり、この1名は農業の常時従事者であるため、議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、代表取締役が1名で、法人の農業に常時従事（年間150日以上）しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第

1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の10番は、田、現況畠3筆を取得し、オリーブを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の10番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、農地法第3条①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 去る3月7日、午後1時から、市役所3階、第2応接室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。農業委員6名、農地利用最適化推進委員3名、合計9名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、十余三駐在所の南西、市道十余三駒井野線の西側に隣接する農地で、畠として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第3条①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

次に、農地法第3条①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、豊住小学校の南西、市道北羽鳥獅子線の東側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の2番を採決いたしました。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

続きまして、農地法第3条①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の3番につきましては、申請地は、竜台共同利用施設の北西、国道408号を西に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の3番を採決いたしました。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。

続きまして、農地法第3条①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の4番につきましては、申請地は、印東体育館の南西、国道464号を北に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の4番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、農地法第3条①売買の5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の5番につきましては、申請地は、荒海第三集会所の南西、市道長沼久住停車場線の北側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の5番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番から8番につきましては、同一の譲受人による申請であり関連がございますので、一括して審議いたします。小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の6番から8番につきましては、申請地は、八生小学校の南東、市道ニュータウン中央線を東及び西に入った農地で、田及び畑として管理されておりました。

審査の中で委員より「作付計画は早生桐とあるが、田に桐を植えて根腐れ等は大丈夫なのか」との質問があり、「申請地は現地確認の中では湿田ではなく、支障はないように見えた」とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の6番から8番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の6番から8番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、農地法第3条①売買の6番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。

続きまして、農地法第3条①売買の7番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。

続きまして、農地法第3条①売買の8番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は可決されました。

続きまして、農地法第3条①売買の9番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の9番につきましては、申請地は、南三里塚共同利用施設の南東、県道成田松尾線を東に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より「サカタのタネの建物が隣にあるが、これと一緒に売買するということか」との質問があり、「申請地は過去に5条許可を受けて事務所を建てており、今回の申請では農地と合わせて事務所も取得し、事務所部分は地目変更を行う予定である」とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の9番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の9番を採決いたしました。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の9番は可決されました。

続きまして、農地法第3条①売買の10番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の10番につきましては、申請地は、東京電力佐原変電所の西、市道所上小川線を西に入った農地で、畠として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の10番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 謙受人と譲渡人が同姓同名ですが同一人物ですか。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 同一人物です。個人の所有地ですが、相続人がいないために会社に譲渡するようです。今後順次売買する予定です。

○議長 ほかに有りませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の10番を採決いたしました。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の10番は可決されました。

次に、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、畠1筆を取得し、甘藷の苗を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、農地法第3条②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の1番につきましては、申請地は、大栄ニュータウン集会所の東、市道吉岡3号線の南側に隣接する農地で、畠として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第3条②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。

次に、農地法第3条③使用貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の1番は田2筆畠13筆を賃借し、水稻及び人参を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから使用貸借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、借受人は認定農業者ではありません。

3条③使用貸借権の設定の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

また、許可基準の第7号の地域との調和要件ですが、同一世帯のため該当ありません。

以上のことから使用貸借権の設定の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可には当てはまらないと判断いたしました。

なお、借受人は認定農業者です。以上でございます。

○議長 続きまして、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、芝共同利用施設の南西及び北西、首都圏中央連絡自動車道の西に点在する農地で、田及び畠として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第3条③使用貸借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は、申請地は、大沼公民館の南東、市道大沼1号線の東側に隣接する農地で、畠として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第3条③使用貸借権の設定の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条③使用貸借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の挙手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集8ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。

1件の申請がございました。

1番、台方にお住まいの申請人が、下方の畠1筆、406m²を「貸資材置場用地」として転用したいという申請でございます。

総会資料12ページに案内図、13ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、農地法第4条の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、貸資材置場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、着手後1ヶ月で完了の予定となっております。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第4条の1番につきまして小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番につきましては、申請地は、公津公民館の西、国道464号の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第4条の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 事由が貸資材置場用地ということですが、既に貸す相手が決まっていてい るのか。それともこれから貸出相手を探すのですか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 借りる相手は申請地から300mほど離れたところにある中古車販売登録 事業者です。そちらからの要望書も付いています。

(藤崎茂雄委員の挙手あり)

○議長 藤崎茂雄委員

○藤崎茂雄委員 この場所は前にも駐車場用地として申請が上がりませんでしたか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 はい、夏ごろに別の会社の駐車場用地として申請が上がりましたが、その後、申請が取り下げられました。

○議長 ほかに有りませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第4条の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第4条の1番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いた します。事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の挙手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集9ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で 8件の申請がございました。

①売買でございます。3件の申請がありました。

1番、十余三にお住まいの譲受人が、長田にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畠1筆、991m²を売買により取得し、「農家住宅用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

2番、香取郡多古町にお住まいの譲受人が、台方にお住まいの譲渡人が所有する、大袋の畠1筆、1,094m²を売買により取得し、「専用住宅用地及び賃貸住宅用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。

3番、松崎にお住まいの譲受人が、加良部一丁目にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の畠1筆、76m²を売買により取得し、「宅地拡張用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料18ページに案内図、19ページに公図の写しがございます。

議案集10ページをお開き願います。

②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、南羽鳥にお住まいの受贈者が、同じく南羽鳥にお住まいの贈与者が所有する南羽鳥の畠1筆、429m²を受贈により、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料20ページに案内図、21ページに公図の写しがございます。

続きまして、③使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、借受人である香取市の法人が、伊能にお住まいの貸付人が所有する、伊能の畠1筆の一部、328m²を借り受け、「農地造成用地」として、令和5年12月31日まで一時転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料22ページに案内図、23ページに公図の写しがございます。

2番、倉水にお住まいの借受人が、倉水にお住まいの貸付人が所有する、倉水の畠1筆の一部、169m²を借り受け、「農業用施設用地」として転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料24ページに案内図、25ページに公図の写しがございます。

議案集11ページをお開き願います。

④賃借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番及び2番は、同一の賃借人による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

賃借人である十余三の法人が、1番は長田にお住まいの賃貸人が所有する、十余三の畠1筆、1, 104m²に、2番は十余三にお住まいの賃貸人が所有する、十余三の畠1筆、1, 139m²に賃借権を設定し、「駐車場及び資材置場用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料26ページに案内図、27ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、農地法第5条①売買の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、航空機騒音障害防止特別地区内の居住者の移転補償に伴う農家住宅用地です。

資力及び信用については、移転補償概算額証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年5月15日着手、令和6年3月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、991平方メートルの敷地に、建築面積約106平方メートルの農家住宅、建築面積約113平方メートルの作業場及び建築面積約65平方メートルの車庫を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ農家住宅の上限である、おおむね1, 000平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①売買の1番につきまして小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、十余三駐在所の南、市道十余三駒井野線の西側に隣接する農地で、現況は畠として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の2番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、空港本体用地となる居住者の移転補償に伴う専用住宅用地及び賃貸住宅用地です。

資力及び信用については、移転補償額証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年5月1日着手、令和5年10月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、開発許可申請書が近日中に提出される見込です。残土条例については、令和5年2月9日付で特定事業事前協議済書が発行されており、近日中に土質許可申請書が提出される見込です。

計画面積の妥当性については、1,094平方メートルの敷地に、建築面積約141平方メートルの専用住宅及び建築面積約57平方メートルの賃貸住宅2棟を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は浸透貯留槽を設ける計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①売買の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、台方公民館の北西、市道台方西ノ内線の西側に位置する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①売買の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の3番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であるため第3種農地に該当します。

転用目的は、宅地拡張用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年3月30日着手、令和5年4月15日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、76平方メートルの敷地に、建築面積約4平方メー

トルの物置を設ける計画であり、既存宅地部分を含めても指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①売買の3番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の3番については、申請地は、成田湯川駅の北西、県道成田安食線を東に入った農地で、現況は畠として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の3番は可決されました。

続きまして、農地法第5条②贈与の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②贈与の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年5月1日着手、令和5年8

月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、開発許可申請書が近日中に提出される見込です。

計画面積の妥当性については、429平方メートルの敷地に、建築面積約106平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条②贈与の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条②贈与の1番につきましては、申請地は、南羽鳥区民会館の西、市道南羽鳥4号線を北に入った農地で、現況は畠として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条②贈与の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②贈与の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条③使用貸借権の設定の1番です。

農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができ

ないとされていますが、今回の申請は、一時的な利用でその必要性も認められるため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、農地造成用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、農地中間管理事業による賃借権が設定されていますが、農地法第5条の許可申請についての同意を得ています。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年4月1日着手、令和5年1月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、森林法は、小規模林地開発行為届出書が近日中に提出される予定です。

埋立条例につきましては、事前協議が令和5年1月24日に終了し、特定事業許可申請書が近日中に提出される予定です。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、同意を得ております。

計画面積の妥当性については、農地面積約328平方メートル、その他、約11,211平方メートル、全体で約11,539平方メートルの事業区域に、造成、埋立工事をする計画で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、事業区域内に浸透式の調整池を設置し、外部への流出を防止する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性について、復元計画については、完了後、甘藷を作付けする誓約書が添付されています。

なお、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、大栄保育園の東、市道伊能赤池線を南に入った農地で、申請に係る部分の現況は山林化しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条③使用貸借権の設定の2番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和4年5月31日公告により、農業振興地域整備計画において農業用施設用地として用途変更がなされ、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから、許可し得る農地に該当します。

転用目的は、農業用施設、農産物貯蔵施設用地です。

資力及び信用については、残高証明書及び融資見込み証明書が添付されており、信頼性について問題となる点は認められません。

土地改良事業については、あらかじめ土地改良区の地区除外処理規定に従って、必要な手続きを行うことを条件とし、支障がない旨の協議書が添付されております。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年8月1日着手、令和5年1月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、事業区域内の自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は、青山新田コミュニティセンターの南東、市道青山新田大栄線を南に入った農地で、現況は畠として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条④賃借権の設定の1番及び2番につきましては、同一の賃借人による同一事業であり、関連がございますので一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条④賃借権の設定の1番及び2番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場用地及び資材置場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可日以降着手、令和5年9月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は

浸透枠を設置し、オーバーフロー一分を前面道路側溝へ放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条④賃借権の設定の1番及び2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条④賃借権の設定の1番及び2番につきましては、申請地は、遠山郵便局の西、国道51号の南側に隣接する農地で、現況の一部は畠として管理されており、一部は草刈管理がされ更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条④賃借権の設定の1番及び2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条④賃借権の設定の1番及び2番を採決いたします。なお採決は、案件ごとに行います。

それでは農地法第5条④賃借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条④賃借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、買受適格証明願について、を提案いたします。

事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の挙手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集1 2ページをお開き願います。

議案第4号、買受適格証明願について、でございます。

①5条でございます。1件ございました。

1番、北羽鳥の田1筆、59m²につきまして、東京都葛飾区にお住まいの申請人から貸駐車場用地として転用したいと、開札期日を令和5年4月18日とする東京国税局の公売に参加するため買受適格証明願の申請がありました。

申請書類等を確認した結果、必要な書類について不備があつたため、申請者に対して修正等の督促を行いましたが、修正には至っていない状況でございます。

なお、資料につきましては、総会資料28ページに案内図、29ページに公図の写しがございます。

以上で議案第4号、買受適格証明願について、の説明を終わらせていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、議案第4号について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、貸駐車場用地です。法5条申請に係るもので、不特定多数を対象とした貸駐車場については、具体的需要が客観的に見込まれる場合は許可出来るとあり、本件については具体的需要が客観的に見込まれる資料がなく、過去の実績等もないことから許可出来る例外規定に該当しません。

資力及び信用については、残高照会の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和5年6月1日着工、令和5年6月30日完了予定です。

計画面積の妥当性について、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30平方メートルという面積基準があります。1台当たりの面積はおおむね面積基準であり妥当な計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、埋立てを行わず、整地工事をし、碎石敷きとして、事業区域内の地下浸透処理とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、書類について不備及び記載内容の不足があり、補正指示をしておりましたが、そのままの内容で審査して欲しいとの申出があり、県との協議の結果不適格通知を出すべく審査を進めるとの結論になりました。以上でございます。

○議長 次に、議案第4号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第4号、買受適格証明願いにつきましては、申請地は、豊住小学校の東、市道北羽鳥上萱場線を西に入った農地で、現況は畠として耕作されておりました。

審査の中で事務局より「貸駐車場としての具体的な需要が見込めない事及び添付書類の不足があるため、不適格として回答したい」との説明がありました。

審査の結果、不適格として意見いたします。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、不適格相当として回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号は不適格相当として回答することといたします。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、農地法の規定に基づく 許可を要しない土地の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の挙手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集13ページをお開き願います。

議案第5号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、でございます。2件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記手続きに際しましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。今回の申請は農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けていない土地について、農地法の規定に基づく許可を

要しない旨の千葉県知事等の証明を受けようとするものでございます。

1番、玉造6丁目にお住まいの申請人が、土室の田1筆、46m²を「昭和30年頃から納屋用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。証明願には、20年以上前に撮影（平成元年10月9日に撮影）された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。資料につきましては、総会資料30ページに案内図、31ページに公図の写しがございます。

2番、竜台にお住まいの申請人が、竜台の畠1筆、247m²を「昭和47年3月頃から農家住宅用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。証明願には、20年以上前に撮影（平成元年10月9日に撮影）された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。資料につきましては、総会資料32ページに案内図、33ページに公図の写しがございます。

なお、この証明は、千葉県農地転用関係事務指針に基づくものであり、証明の主な目的としましては、本来は、農地法に基づく農地転用許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであって、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

以上で議案第5号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、議案第5号の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（森川 小委員長の挙手あり）

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第5号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いの1番につきましては、申請地は、土室共同利用施設の東、市道成毛土室線を東に入った農地で、現況は宅地として使用されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第5号の1番は可決されました。

次に、議案第5号の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第5号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いの2番につきましては、申請地は、竜台共同利用施設の北西、国道408号を北に入った農地で、現況は宅地として使用されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第5号の2番は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第6号、令和5年度 第1次 農用地 利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、小川委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(小川委員 退室)

○議長 それでは、議案第6号、令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の挙手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集14ページをお開き願います。

議案第6号、令和5年度 第1次農用地利用集積計画の決定について、でございます。
成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により15ページ記載のとおり、令和5年度 第1次農用地利用集積計画（案）についての協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、16ページから18ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、19ページから4

2ページをご覧ください。

それでは、16ページでございます。

1. 利用権設定、使用貸借権でございます。

契約期間10年のものが、2, 551m²、田4筆1件で、詳細は19ページの1番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間1年のものが、4, 386m²、田5筆1件で、詳細は19ページの2番でございます。

続きまして、契約期間3年のものが、32, 335m²、田12筆2件、19, 145m²、畠5筆2件、13, 190m²で、詳細は19ページの3番から6番でございます。

続きまして、契約期間5年のものが、8, 036m²、畠2筆2件で、詳細は19ページの7番から20ページの8番でございます。

続きまして、契約期間6年のものが、3, 508m²、畠1筆1件で、詳細は20ページの9番でございます。

続きまして、契約期間7年のものが、12, 259m²、畠5筆3件で、詳細は20ページの10番から12番でございます。

続きまして、契約期間10年のものが、42, 395m²、畠22筆10件で、詳細は20ページの13番から21ページの22番でございます。

続きまして、契約期間15年のものが、51, 946m²、牧場1筆1件、5, 362m²、畠34筆11件、46, 584m²で、詳細は21ページの23番から23ページの34番でございます。

合計の契約面積は、157, 416m²、田21筆4件、26, 082m²、牧場1筆1件、5, 362m²、畠69筆29件、125, 972m²でございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積75, 036m²、田6筆2件、5, 396m²、牧場1筆1件、5, 362m²、畠48筆17件、64, 278m²、再設定が契約面積82, 380m²、田15筆2件、20, 686m²、畠21筆12件、61, 694m²でございます。

続きまして、2. 利用権設定、成田国際空港株式会社、千葉県園芸協会所有分でございます。

最初に、使用貸借権でございます。

契約期間1年のものが、29, 212m²、田2筆2件、3, 222m²、畠16筆3件、25, 990m²で、詳細は24ページの1番から3番でございます。

続きまして、契約期間3年のものが、452m²、田1筆1件で、詳細は24ページの4番でございます。

次に、賃借権でございます。

契約期間3年のものが、630, 675. 07m²、田277筆31件、367, 443m²、畠161筆38件、253, 935. 1m²、農業用施設用地14筆2件、9, 296. 97m²で、詳細は24ページの5番から40ページの72番でございます。合計の契約面積は、660, 339. 07m²、田280筆34件、371, 117m²、畠177筆41件、279, 925. 1m²、農業用施設用地14筆2件、9, 296. 97m²でございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積19, 624m²、畠13筆3件、再設定が契約面積640, 715. 07m²、田280筆34件、371, 117m²、畠164筆38件、260, 301. 1m²、農業用施設用地14筆2件、9, 296. 97m²でございます。

続きまして、3. 所有権移転でございます。2件ございました。詳細につきましては、議案集41ページ及び42ページに記載がございますので、そちらでご説明いたします。

1番、譲受人である野馬込の法人が、神奈川県相模原市にお住まいの譲渡人が所有する、小浮及び高岡ならびに大和田の田6筆、合計8, 290m²を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は令和5年5月15日でございます。本件につきましては、利用権設定に基づく賃貸借契約により、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものでございます。

議案集42ページでございます。2番、長沼にお住まいの譲受人が、宝田にお住まいの譲渡人が所有する、宝田の田1筆、3, 000m²を、成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は令和5年5月15日でございます。本件につきましては、利用権設定に基づく賃貸借契約により、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものでございます。

以上で議案第6号、令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、議案第6号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第6号、令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(藤崎明委員の挙手あり)

○議長 藤崎明委員

○藤崎明委員 計画書の15番から複数ある利用権設定なのですが、今まで相対で契約されていたものを正式に契約したようですが、私が耕作している土地に隣接している農地もあります。が、作付けせずに草が伸びてしまうところも多々あります。年に何回か苦情を言うこともあります。農業委員会から指導はできませんか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 毎年行っている利用状況調査で遊休農地と判定されれば、遊休農地の指導として出来るのかと思います。

借りるということは耕作することが目的だと思いますので、農政課とも連絡を共有しながら対応と指導をしていきたいと思います。

(秋山委員の挙手あり)

○議長 秋山委員

○秋山委員 実際、草が伸びて隣接する耕作者が困っているということでは指導できないのでしょうか。

(宮内主査)

○議長 宮内主査

○宮内主査 草が伸びている状態であれば、写真を撮って現地の地図も付けて草刈り指導を行っています。

○議長 ほかに有りませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 挙手多数でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

退室されていた委員の入室をお願いします。

(小川委員 入室)

○議長 次に、議案第7号、令和5年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の挙手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集43ページをお開き願います。

議案第7号、令和5年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について、でございます。

議案集44ページをご覧ください。料金につきましては内税で表示しておりますのでご了承ください。

1. の農作業標準賃金につきましては、千葉県農業会議の算出額を使用いたしますが、水田作業は1日当たり9,900円、畑作業は1日当たり9,000円でございます。

次に、2. の機械作業標準料金につきましても、畑耕起を除き、千葉県農業会議の算出額を使用いたします。水田耕起は10a当たり6,500円、水田代かきは10a当たり6,700円、畦塗りは1m当たり38円、植付は10a当たり8,300円、刈取脱穀は10a当たり18,300円、乾燥調製は60kg当たり3,000円、育苗は1箱当たり770円、畑耕起は、市独自で計算し、10a当たり6,200円と算出いたしました。

前年度と比較いたしますと、畦塗り以外の料金が値上がりしておりますが、機械本体代の上昇及び燃料価格の値上がりによるものでございます。

なお、本案につきましては、総会にて議決がされましたら、「広報なりた」、市のホームページ、農業委員会だよりなどでお知らせしてまいります。

以上で議案第7号、令和5年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 次に、議案第7号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第7号、令和5年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第7号成田市農作業標準賃金及び機械

作業標準料金の設定について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第7号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の举手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集45ページをお開きください。

報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集46ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。7件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集50ページでございます。

②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出でございます。2件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集51ページでございます。

③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。1件の申請がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集52ページでございます。

④転用事実確認証明でございます。4条で1件、の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでござ

います。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の挙手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集53ページをお開きください。

報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、でございます。
4件の取下願いがありました。

内訳につきましては、①使用貸借権の設定が2件、②賃借権の設定が1件、許可後の計画変更承認が1件で、同一申請人による同一事業として、令和5年1月13日開催の第31回総会で、許可相当としてご承認をいただいた案件でございますが、埋め立て事業について計画を廃止したため、許可申請の取下願が提出されたものでございます。

以上で報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を終わらせさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の挙手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集55ページをお開きください。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。23件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。
(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地利用状況調査の結果について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の挙手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集62ページをお開きください。

報告第4号、農地利用状況調査の結果について、でございます。昨年7月から9月にかけて、農地利用最適化推進委員に行っていただきました、農地法第30条第1項の規定に基づく、利用状況調査の結果について、ご報告いたします。

議案集6 3ページ下段の合計欄をご覧ください。

調査を行った農地は、全体で7万3, 203筆、7, 591万695m²で、昨年より25万4, 429m²減少しております。

この内、適正に耕作・管理されている農地は、5万1, 641筆、6, 258万3, 985m²で、全体の約82. 4%、昨年より121万1, 029m²減少しております。

また、草刈等で解消可能な遊休農地は、5, 144筆、362万8, 767m²で、全体の約4. 8%、昨年より79万4, 438m²増加しております。

また、基盤整備を要する遊休農地は8, 761筆、566万3, 808m²で、全体の約7. 5%、昨年より27万9, 476m²増加しております。

また、農地以外に利用されている農地は、7, 657筆、403万4, 135m²で、全体の約5. 3%、昨年より11万7, 315m²減少しております。

また、農業振興地域内農用地における遊休農地は、5, 773筆、454万7, 678m²で、全体の約6. 0%でございました。

昨年と比較いたしますと、適正に管理耕作されている農地が、約121ヘクタール減少し、遊休農地は約107ヘクタール増加しております。また、遊休農地率は、約12. 2%であり、約1. 4パーセント増加しております。

以上で、報告第4号、農地利用状況調査の結果について、を終わらせていただきま
す。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第4号、農地利用状況調査の結果につきましては、質問等は、ござ
いませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(藤崎茂雄委員)

○議長 藤崎茂雄委員

○藤崎茂雄委員 地目畠の所に栗の木を植えたのだけれど、耕作しているとみなされる
のですか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 今回の意向調査でも同様の質問は多数いただいております。栗は果樹にな
りますので、もちろん耕作しているとみなされます。④その他に栗を植えていると書
いていただければ結構です。

○議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の挙手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集64ページをお開きください。

報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

①農地法施行規則第53条第14号の規定による届出、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置が1件ございました。携帯電話基地局の建設に伴う届出で、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきまます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第6号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(鎌形農地係長の挙手あり)

○議長 鎌形農地係長

○鎌形農地係長 議案集65ページをお開きください。

報告第6号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より1件、成田出張所より5件、合計6件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で報告第6号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第6号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第6号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第33回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時55分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年3月9日

議事録署名人
